

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第三十号

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例施行規則（令和五年八月奈良県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「変更」の下に「（同条第六号に掲げる区域におけるものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 条例第五条及び第六条に規定する規則で定める土地の形質の変更（同条第六号に掲げる区域におけるものに限る。）は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
 - 二 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さか二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
 - 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さか二メートルを超える崖を生ずるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
 - 四 第一号又は前号に該当しない盛土であって、高さか二メートルを超えるもの
 - 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの
- 第九条第二項中「第九号」を「第十号」に、「第十号から第十二号まで」を「第十号から第十三号まで」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項、第十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第三十条第一項及び第三十五条第一項

第二条 奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例施行規則の一部を次

のように改正する。

第四条第一項を削り、同条第二項中「（同条第六号に掲げる区域におけるものに限る。）」を削り、同項を同条とする。

第九条第二項中「第十号」を「第九号」に、「第十一号から第十三号まで」を「第十号から第十二号まで」に改め、第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則中第一条の規定は奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例の一部を改正する条例（令和六年十二月奈良県条例第二十四号）第一条の規定の施行の日から、第二条の規定は同条例第二条の規定の施行の日から施行する。